



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

- *1 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 1
*2 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 2

○ 告示

- 181 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請
(環境管理課) 3
182 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可申
請 (") 4
183 有害凶書等の指定 (青少年・男女共同参画課) 6
184 指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 7
185 平成31年度前期技能検定の実施 (労働政策課) 7
186 平成31年度随時技能検定の実施 (") 10
187 公益社団法人和歌山県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種の指
定 (") 13
188 保安林の指定の解除 (森林整備課) 13
189 " (") 13
190 保安林の指定施業要件変更予定 (") 14
191 公共測量の実施 (技術調査課) 14
192 地籍調査の成果の認証 (用地対策課) 14
193 " (") 15
194 " (") 15

○ 人事委員会告示

- 1 平成31年度和歌山県職員採用試験実施計画 15
2 平成31年度第1回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官(サイバー犯罪捜査官)採
用試験の実施 17

○ 監査公表

- 監査公表第8号 23
監査公表第9号 25
監査公表第10号 41
監査公表第11号 44

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第1号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月1日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号。以下「条例」という。）第2条第1項及び第2項第3号、第6条、第9条、第16条、第19条及び第20条の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(派遣先団体)</p> <p>第2条 条例第2条第1項に規定する人事委員会規則で定める団体（以下「派遣先団体」という。）は、<u>別表</u>に掲げる団体とする。</p> <p>第8条 削除</p> <p>(報告)</p> <p>第11条 任命権者は、条例第19条の規定により、毎年5月末日までに、前年の5月1日以後の1年間において法第10条第1項の規定により職員が任命権者の要請に応じて退職し、引き続き同項に規定する特定法人（以下この条において「<u>特定法人</u>」という。）の業務に従事することになった場合においては、退職派遣者が業務に従事する特定法人の名称、特定法人において業務に従事すべき期間、特定法人における処遇の状況等及び同項の規定により職員が任命権者の要請に応じて退職し、引き続き特定法人の業務に従事した後、引き続き当該年度内に職員として採用された場合においては、採用後の処遇の状況等を人事委員会に報告するものとする。</p> <p><u>別表</u>（第2条関係） 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号。以下「条例」という。）第2条第1項及び第2項第3号、第6条、第9条、<u>第10条</u>、第16条、第19条及び第20条の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(派遣先団体)</p> <p>第2条 条例第2条に規定する人事委員会規則で定める団体（以下「派遣先団体」という。）は、<u>別表第1</u>に掲げる団体とする。</p> <p>(特定法人)</p> <p>第8条 <u>条例第10条</u>に規定する人事委員会規則で定める株式会社（以下「特定法人」という。）は、<u>別表第2</u>に掲げる法人とする。</p> <p>(報告)</p> <p>第11条 任命権者は、条例第19条の規定により、毎年5月末日までに、前年の5月1日以後の1年間において法第10条第1項の規定により職員が任命権者の要請に応じて退職し、引き続き特定法人の業務に従事することになった場合においては、退職派遣者が業務に従事する特定法人の名称、特定法人において業務に従事すべき期間、特定法人における処遇の状況等及び法第10条第1項の規定により職員が任命権者の要請に応じて退職し、引き続き特定法人の業務に従事した後、引き続き当該年度内に職員として採用された場合においては、採用後の処遇の状況等を人事委員会に報告するものとする。</p> <p><u>別表第1</u>（第2条関係） 略</p> <p><u>別表第2</u>（第8条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">法人の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">条例第10条第1号に該当する特定法人</td> <td style="text-align: center;">南紀白浜空港ビル株式会社</td> </tr> </tbody> </table>	区分	法人の名称	条例第10条第1号に該当する特定法人	南紀白浜空港ビル株式会社
区分	法人の名称				
条例第10条第1号に該当する特定法人	南紀白浜空港ビル株式会社				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第2号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月1日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給与に関する規則(昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2の2(第10条関係)		別表第2の2(第10条関係)	
職	支給区分	職	支給区分
略		略	
警察本部以外	略	警察本部以外	略
(3) 警察署長(橋本警察署、かつらぎ警察署、海南警察署、有田警察署、湯浅警察署、白浜警察署及び串本警察署に置くものに限る。)	略	(3) 警察署長(橋本警察署、かつらぎ警察署、海南警察署、有田警察署、湯浅警察署、白浜警察署及び串本警察署に置くものに限る。)	略
(4) 警察署の副署長(和歌山県警察署及び和歌山県警察署に置くものに限る。)	略	(4) 警察署の副署長	略
(5) 警察学校の副校長	略	(5) 警察署の副署長	略
(6) 警察署の副署長(和歌山県警察署及び和歌山県警察署に置くものを除く。)	略	(6) 警察署の次長	略
(7) 警察署の次長	略		

附 則

この規則は、平成31年3月8日から施行する。

告 示

和歌山県告示第181号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成31年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名
住所 滋賀県大津市におの浜三丁目2番25号
氏名又は名称 株式会社アヤハレークサイドホテル 代表取締役 中川典生
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
所在地 和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野702
名称 かつらぎ温泉 八風の湯
- (3) 特定施設に関する事項
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
なし

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表2のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成31年3月1日から同月22日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及びかつらぎ町住民福祉課

別表1

種類	基数	能力	使用開始予定年月日	1日当たりの使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態													
					区分	汚水等の量(m ³ /日)	pH	BOD(mg/L)	COD(mg/L)	SS(mg/L)	T-N(mg/L)	T-P(mg/L)	砒素及びその化合物(mg/L)	ほう素及びその化合物(mg/L)	ふっ素及びその化合物(mg/L)	n-Hex(mg/L)	溶解性鉄含有量(mg/L)	大腸菌群数(個/cm ³)
第66号の3ハ入浴施設(新設温泉棟浴場)	1	汚水量50m ³ /日	完成後すみやかに	12時間	通常	35	7.0	2.4	3.2	23	4.4	0.5	<0.001	36	0.16	<0.5	0.1	<3000
					最大	50	6.0-8.0	5.0	8.0	30	5.7	1.5	0.1	72	1.0	0.5	3.0	<3000
第66号の3ハ入浴施設(新設宿泊棟客室)	1	汚水量6m ³ /日	完成後すみやかに	12時間	通常	3	7.0	2.4	3.2	23	4.4	0.5	<0.001	36	0.16	<0.5	0.1	<3000
					最大	6	6.0-8.0	5.0	8.0	30	5.7	1.5	0.1	72	1.0	0.5	3.0	<3000

別表2

排水口名	排水水の量及び汚染状態													
	区分	汚水等の量(m ³ /日)	pH	BOD(mg/L)	COD(mg/L)	SS(mg/L)	T-N(mg/L)	T-P(mg/L)	砒素及びその化合物(mg/L)	ほう素及びその化合物(mg/L)	ふっ素及びその化合物(mg/L)	n-Hex(mg/L)	溶解性鉄含有量(mg/L)	大腸菌群数(個/cm ³)
排水口1	通常	68	7.0	2.4	3.2	23	4.4	0.5	<0.01	36	0.16	<0.5	0.1	<3000
	最大	116	6.0-8.0	5.0	8.0	30	5.7	1.5	0.1	72	0.3	0.5	3.0	<3000
排水口2	通常	115	7.0	2.4	3.2	23	4.4	0.5	<0.01	36	0.16	<0.5	0.1	<3000
	最大	220	6.0-8.0	5.0	8.0	30	5.7	1.5	0.1	72	0.3	0.5	3.0	<3000

和歌山県告示第182号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する

る事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成31年3月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名
住所 滋賀県大津市におの浜三丁目2番25号
氏名又は名称 株式会社アヤハレークサイドホテル 代表取締役 中川典生
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
所在地 和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野702
名称 かつらぎ温泉 八風の湯
- (3) 特定施設に関する事項
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
なし
- (5) 排出水の汚染状態及び量
別表2のとおり

4 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
平成31年3月1日から同月22日まで
- (2) 場所
和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及びかつらぎ町住民福祉課

別表1

種類	基数	能力	使用開始予定年月日	1日当たりの使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態													
					区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	砒素及びその化合物 (mg/L)	ほう素及びその化合物 (mg/L)	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	n-Hex (mg/L)	溶解性鉄含有量 (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)
第66号の3ハ入浴施設(新設温泉棟浴場)	1	汚水量50m ³ /日	完成後すみやかに	12時間	通常	35	7.0	2.4	3.2	23	4.4	0.5	<0.001	36	0.16	<0.5	0.1	<3000
					最大	50	6.0-8.0	5.0	8.0	30	5.7	1.5	0.1	72	1.0	0.5	3.0	<3000
第66号の3ハ入浴施設(新設宿泊棟客室)	1	汚水量6m ³ /日	完成後すみやかに	12時間	通常	3	7.0	2.4	3.2	23	4.4	0.5	<0.001	36	0.16	<0.5	0.1	<3000
					最大	6	6.0-8.0	5.0	8.0	30	5.7	1.5	0.1	72	1.0	0.5	3.0	<3000
第66号の3ハ入浴施設	1	汚水量220m ³ /日	既設	12時間	通常	125	7.0	2.4	3.2	23	4.4	0.5	<0.001	36	0.16	<0.5	0.1	<3000

(既設 宿泊 棟客 室)				最大	220	6.0-8.0	5.0	8.0	30	5.7	1.5	0.1	72	1.0	0.5	3.0	<3000
第66 号の 3ハ 入浴 施設 (既設 宿泊 棟客 室)	汚水量 30m ³ /日	既設	12時間	通常	10	7.0	2.4	3.2	23	4.4	0.5	<0.001	36	0.16	<0.5	0.1	<3000
				最大	30	6.0-8.0	5.0	8.0	30	5.7	1.5	0.1	72	1.0	0.5	3.0	<3000
第66 号の 3ハ 入浴 施設 (既設 宿泊 棟客 室)	汚水量 30m ³ /日	既設	12時間	通常	10	7.0	2.4	3.2	23	4.4	0.5	<0.001	36	0.16	<0.5	0.1	<3000
				最大	30	6.0-8.0	5.0	8.0	30	5.7	1.5	0.1	72	1.0	0.5	3.0	<3000

別表2

排水口名	排水の量及び汚染状態													
	区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	砒素及びその化合物 (mg/L)	ほう素及びその化合物 (mg/L)	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	n-Hex (mg/L)	溶解性鉄含有量 (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)
排水口1	通常	68	7.0	2.4	3.2	23	4.4	0.5	<0.01	36	0.16	<0.5	0.1	<3000
	最大	116	6.0-8.0	5.0	8.0	30	5.7	1.5	0.1	72	0.3	0.5	3.0	<3000
排水口2	通常	115	7.0	2.4	3.2	23	4.4	0.5	<0.01	36	0.16	<0.5	0.1	<3000
	最大	220	6.0-8.0	5.0	8.0	30	5.7	1.5	0.1	72	0.3	0.5	3.0	<3000

和歌山県告示第183号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成31年2月19日指定した。

平成31年3月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
月刊誌	ヤングコミック 3月号	08893-03	少年画報社
月刊誌	コミックヘブン Vol.40	20556-3/10	日本文芸社
月刊誌	裏モノJAPAN 3月号	01805-03	鉄人社
雑誌	週刊実話ザ・タブー 3月9日号	20327-3/9	日本ジャーナル出版
雑誌	昭和の謎99 2019年春号	68520-77	大洋図書
月刊誌	実話ナックルズ 3月号	04877-3	大洋図書

雑誌	ナックルズ極ベスト Vol.24	68520-41	ミリオン出版
雑誌	エキサイティングマックス!スペシャル 2019 Vol.13 1	02092-3	ぶんか社
コミック	プチロゼ Vol.36	18328-02	秋水社
コミック	ミニベリー Vol.43	18426-03	秋水社
コミック	恋愛チェリーピンク 3月号	12080-3	秋田書店
コミック	リンクス 3月号	09369-03	幻冬舎
コミック	恋愛パラダイス 3月号	09675-3	竹書房
コミック	実録悪い人DX 最新犯罪の事情	978-4-86653-279-0	コアマガジン
コミック	ゴールドマネー 2019年3月20日号	20326-3/20	日本ジャーナル出版
コミック	実話ナックルズウルトラ	68520-84	大洋図書

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第184号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成31年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3050101025	わんだふる	和歌山市岩橋837-2	放課後等デイサービス	一般社団法人まろ	和歌山市岩橋837-2	平成31.3.1

和歌山県告示第185号

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、平成31年度前期技能検定の実施に係る事項について次のとおり公示する。

平成31年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 実施する等級別検定職種

(1) 1級及び2級

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、マシニングセンタ作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防

水工事作業、FRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業）、化学分析（化学分析作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 2級

金属熱処理（一般熱処理作業）

(3) 3級

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシンニングセンタ作業）、工場板金（曲げ板金作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、化学分析（化学分析作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

2 技能検定試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

(ア) 1級、2級及び3級

検定職種	手数料（1件）
機械検査	14,900円
造園、金属熱処理、機械加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、建築大工、とび、左官、築炉、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、化学分析、表装、塗装、広告美術仕上げ、フラワー装飾	17,900円

(イ) (ア)の規定にかかわらず、実技試験の受検者が次のaからcまでのいずれかに該当する場合の実技試験の手数料の額は、aからcまでの区分に応じ、それぞれaからcまでに定める額とする。

a 実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において35歳未満である者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者並びにb及びcに規定する在校生を除く。）

2級又は3級

検定職種	手数料（1件）
機械検査	5,900円
造園、金属熱処理、機械加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、建築大工、とび、左官、築炉、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、化学分析、表装、塗装、広告美術仕上げ、フラワー装飾	8,900円

b 在校生（公共職業能力開発施設の職業訓練を受けている者、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の生徒、大学の学生その他これらに類する者として知事が認めるものをいう。cにおいて同じ。）（cに規定する在校生を除く。）

3級

検定職種	手数料（1件）
機械検査	9,900円
造園、機械加工、工場板金、仕上げ、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、広告美術仕上げ、フラワー装飾	11,900円

- c 実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において35歳未満である在校生（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）

3級

検定職種	手数料（1件）
造園、機械加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、広告美術仕上げ、フラワー装飾	2,900円

イ 実施期日

実技試験は、3級職種は平成31年6月7日（金）から同年8月11日（日）まで、その他の職種は同年6月7日（金）から同年9月10日（火）までの間において、別途和歌山県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験は、別途協会が指定する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ平成31年5月31日（金）から和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課（以下「労働政策課」という。）及び協会において閲覧することができる。ただし、一部の検定職種については公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

学科試験の実施期日は、検定職種ごとに次のとおりとする。

検定職種	等級	実施期日
造園、機械加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、広告美術仕上げ、フラワー装飾	3級	平成31年7月14日（日）
造園、金属熱処理、とび、築炉、防水施工、化学分析、塗装	1級及び2級	平成31年8月25日（日）
機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ	1級及び2級	平成31年9月1日（日）
建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、表装、フラワー装飾	1級及び2級	平成31年9月8日（日）

ウ 実施場所

学科試験は、和歌山市及び田辺市において別途協会が指定する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

協会

郵便番号 640-8272

和歌山市砂山南三丁目3番38号 和歌山技能センター内

電話番号 073-425-4555

(3) 受付期間

平成31年4月3日（水）から同月16日（火）まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、協会で交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱記し、返信用封筒（角形2号封筒に宛先を記入し、140円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「〇級技能検定受検申請書在中」と朱記すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を同封すること。

郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料（3（1）アに定める額）及び学科試験の手数料（3,100円）を申請書に添えて納付するものとする。ただし、実技試験若しくは学科試験の免除を受けようとする場合又は実技試験若しくは学科試験を受検しない場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は実技試験若しくは学科試験を受けなかった場合でも手数料の返還はしない。

6 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、平成31年10月4日（金）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、県庁北別館本館連絡通路に掲示するほか、書面で通知する。ただし、3級の技能検定合格者の合格発表は、平成31年8月30日（金）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、県庁北別館本館連絡通路に掲示するほか、書面で通知する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかにのみ合格した者については、書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級の技能検定合格者には厚生労働大臣の、2級又は3級の技能検定合格者には知事の合格証書が交付されるとともに、1級の技能検定合格者には1級技能士章、2級の技能検定合格者には2級技能士章、3級の技能検定合格者には3級技能士章が、それぞれ交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、労働政策課（電話番号 073-441-2802）又は協会（電話番号 073-425-4555）に問い合わせること。

和歌山県告示第186号

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、平成31年度随時技能検定の実施に係る事項について次のとおり公示する。

平成31年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 実施する等級及び検定職種

(1) 2級及び3級

鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、ニット製品製造（靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）

業)、パン製造(パン製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、築炉(築炉作業)、配管(建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装(工業包装作業)

(2) 基礎級

鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業、非鉄金属鋳物鋳造作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業、織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業、靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業、石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、築炉(築炉作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装(工業包装作業)

注1 2級の職種に係る試験については、基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第57号)第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則(以下「旧規則」という。)第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級の技能検定及び当該検定職種に係る3級の実技試験に合格した者に限り受けることができるものとする。

注2 3級の職種に係る試験については、基礎級又は旧規則第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級に合格した者に限り受けることができるものとする。

2 技能検定試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

2級、3級及び基礎級

検定職種	手数料(1件)
機械検査、婦人子供服製造	14,900円
鋳造、機械加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器	17,900円

組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、工業包装
--

イ 実施期日

実技試験は、平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）までの間において、別途和歌山県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験は、別途協会が指定する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 1件につき3,100円

イ 実施期日

学科試験は、平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）までの間において、別途協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

学科試験は、別途協会が指定する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

(2) 提出先

協会

郵便番号 640-8272

和歌山市砂山南三丁目3番38号 和歌山技能センター内

電話番号 073-425-4555

(3) 受付期間

原則として、技能検定試験の実施期日の30日前までとする。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、協会で配布する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱記し、返信用封筒（角形2号封筒に宛先を記入し、140円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「〇級技能検定受検申請書在中」と朱記すること。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料（3（1）アに定める額）及び学科試験の手数料（3,100円）を申請書に添えて納付するものとする。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は実技試験若しくは学科試験を受けなかった場合でも手数料の返還はしない。

6 合格の通知等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかのみ合格した者については、書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

2級、3級又は基礎級の技能検定合格者には知事の合格証書が交付される。

7 その他

2級、3級及び基礎級技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等の認定に活用するものである。

なお、技能検定について不明な点は、和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課（電話番号 073-441-2802）又は協会（電話番号 073-425-4555）に問い合わせること。

和歌山県告示第187号

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第45条において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、公益社団法人和歌山県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定した。

平成31年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定した業種及び職種並びに当該指定に係る市町村の区域

業種（日本標準産業分類の中分類）	職種（厚生労働省編職業分類の中分類）	市町村の区域
56-各種商品小売業	C-27 生産関連業務の職業 D-32 商品販売の職業 H-54 製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く。）	県内全市町村
75-宿泊業	K-76 清掃の職業 K-78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	橋本市
01-農業	G-46 農業の職業 K-75 運搬の職業 K-77 包装の職業 K-78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	有田川町

2 指定年月日

平成31年2月20日

和歌山県告示第188号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成31年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 岩出市今畑字横谷598の22
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第189号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成31年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 岩出市今畑字横谷598の22
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第190号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第191号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成31年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路工事の支障における基準点復旧測量）
- 2 作業期間 平成31年2月20日から同年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市秋葉町地内

和歌山県告示第192号

和歌山県東牟婁郡古座川町三尾川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成31年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡古座川町
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成30年2月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡古座川町三尾川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡古座川町三尾川の一部地区
- 5 認証年月日

平成31年2月18日

和歌山県告示第193号

和歌山県日高郡印南町大字古屋の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成31年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月5日から平成29年3月19日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡印南町大字古屋の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡印南町大字古屋の一部地区
- 5 認証年月日
平成31年2月18日

和歌山県告示第194号

和歌山県日高郡印南町大字榎川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成31年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月5日から平成30年3月9日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡印南町大字榎川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡印南町大字榎川の一部地区
- 5 認証年月日
平成31年2月18日

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第1号

平成31年度和歌山県職員採用試験実施計画を次のとおり定める。

平成31年3月1日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

1 試験日程

試験名	試験案内の配布開始	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	第3次試験日
I 種 (大学卒業程度)	平成31年4月12日	平成31年4月23日～	平成31年6月23日	平成31年7月中旬	

資格免許職 (I種と同日実施)	予定	平成31年5月24日		～8月下旬	
Ⅲ種 (高校卒業程度)	平成31年7月16日	平成31年8月5日～ 平成31年8月30日	平成31年9月29日	平成31年10月中旬 ～下旬	
資格免許職 (Ⅲ種と同日実施)	予定				
第1回 警察官 A	男性	平成31年3月1日	平成31年3月1日～ 平成31年4月5日	平成31年5月12日	平成31年6月中旬
	女性	予定			平成31年 7月上旬 ～中旬
第2回 警察官 A	男性	平成31年6月21日 予定	平成31年7月1日～ 平成31年8月13日	平成31年9月22日	平成31年10月下旬
	女性				
警察官 B	男性				
	女性				
第1回育休任期付	平成31年5月17日 予定	平成31年5月27日～ 平成31年6月14日	平成31年7月7日	平成31年7月下旬 ～8月上旬	
第2回育休任期付	平成31年12月6日 予定	平成31年12月13日～ 平成32年1月6日	平成32年1月19日	平成32年2月上旬	

2 受験資格

試験名	受験資格	
I 種	次のア又はイの要件を満たす人 ア 昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 イ 平成10年4月2日以降に生まれた人で、大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成32年3月末日までに卒業見込みの人	
Ⅲ 種	平成7年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人（大学（短期大学を除く。）における在学期間が2年を超える人を除く。）	
資格免許職	昭和55年4月2日以降に生まれた人	
警察官 A	男性	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成32年3月末日までに卒業見込みの人
	女性	
警察官 B	男性	昭和62年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、上記「警察官A」の受験資格に該当しない人
	女性	

3 試験地

試験名	第1次試験	第2次試験等	
I 種	和歌山市、田辺市	和歌山市	
資格免許職 (I種と同日実施)			
Ⅲ 種	和歌山市、田辺市、新宮市	和歌山市	
資格免許職 (Ⅲ種と同日実施)			
警察官 A			男性
			女性
警察官 B	男性	和歌山市 (第2次試験、第3次試験)	
	女性		
育休任期付	和歌山市	和歌山市	

4 その他

- (1) 試験区分、採用予定人員、受験資格等の詳細については、各試験ごとに要綱を定める。
なお、この計画は、都合により変更する場合がある。
- (2) 育休任期付職員採用試験の第1次試験については、募集する試験区分により、和歌山市のほか、田辺市又は新宮市で試験を実施する場合がある。
- (3) この計画に定める試験以外の試験（障害のある人を対象とした職員採用試験等）の実施日程については、未定である。

和歌山県人事委員会告示第2号

平成31年度第1回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官（サイバー犯罪捜査官）採用試験を次の要綱により実施する。

平成31年3月1日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

平成31年度第1回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官（サイバー犯罪捜査官）採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		採用予定人員	職務内容
警 察 官 A	男性一般	24人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持
	女性一般	9人程度	
	男性武道（柔道）	1人程度	男性一般の職務に加え職員に対して武道指導を行う。
	男性武道（剣道）	1人程度	
	女性武道（柔道）	1人程度	女性一般の職務に加え職員に対して武道指導を行う。
	語学（英語）	1人程度	男性一般又は女性一般の職務に加え通訳業務を行う。
サイバー犯罪捜査官		1人程度	情報処理に関する専門的知識、技能及び経験を生かし、警察官として、サイバー犯罪の捜査業務等に従事する。

注 採用予定人員は、退職者の状況等により変更になる場合がある。

2 受験資格

受験資格は、次表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する人は、受験することができない。

- (1) 日本国籍を有しない人
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

試験区分	学歴・資格等	年齢及び性別
男性一般	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成32年3月末日までに卒業見込みの人	昭和62年4月2日以降に生まれた男性
	イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認める人	昭和62年4月2日以降に生まれた女性
男性武道（柔道）（※1）	男性一般の受験資格を有し、柔道の段位（※2）が3段以上の人で公益財団法人全日本柔道連盟又はこれに加盟する団体が行う全国的な競技会又はそれらに相当する競技会に出場した人（平成32年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。）	昭和62年4月2日以降に生まれた男性
男性武道	男性一般の受験資格を有し、剣道の段位（※2）が3段以上の人で一般財団法人全日本剣道連盟又はこれに加盟する団体が行う	

警 察 官 A	(剣道) (※1)	全国的な競技会又はそれらに相当する競技会に出場した人 (平成32年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。)	
	女性武道 (柔道) (※1)	女性一般の受験資格を有し、柔道の段位 (※2) が2段以上の人で公益財団法人全日本柔道連盟又はこれに加盟する団体が行う全国的な競技会又はそれらに相当する競技会に出場した人 (平成32年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。)	昭和62年4月2日以降に生まれた女性
	語学 (英語) (※1)	男性一般又は女性一般の受験資格を有し、次のいずれかの資格等を有する人 なお、それぞれの資格等は平成26年4月1日以降に取得したものに限り。 ア 実用英語技能検定 準1級以上 イ TOEIC 700点以上 ウ TOEFL (iBT) 76点以上 エ 国際連合公用語英語検定試験B級以上	昭和62年4月2日以降に生まれた男性又は女性
サイバー犯罪捜査官 (※1)		情報通信技術関連の職務に通算して3年以上従事した経験を有する人 (※3)	昭和35年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた男性又は女性

(※1) 男性武道 (柔道)、男性武道 (剣道)、女性武道 (柔道) 及び語学 (英語) の試験区分については、資格等の証明書の写しを、受験申込みの際に提出し、第1次試験当日に原本を提示できる人に限る。

サイバー犯罪捜査官については、職歴証明書の原本を、受験申込みの際に提出できる人に限る。

(※2) 柔道の段位については公益財団法人講道館から、剣道の段位については一般財団法人全日本剣道連盟から授与されたものに限る。また、受験資格に定める資格等を平成32年3月末日までに取得できなかった場合、採用資格を失う。

(※3) 職歴は、平成26年4月1日以降で通算して3年以上の経験を必要とする。(平成32年3月末日現在で通算して3年以上の経験となる見込みの者を含む。平成32年3月末日現在で3年以上の経験とならなかった場合、合格しても採用資格を失う。)

職歴は、フルタイム勤務の正規職員 (正規職員と1週間当たりの勤務時間が同じ勤務形態で就業している者を含む。) として、6か月以上継続して就業した期間が該当する。

職歴が複数ある場合は通算することができるが、同一期間内に複数の実務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限る。

注 資格等が受験資格に該当するか否かが明らかでない場合は、和歌山県警察本部警務課に問い合わせること。

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	日時	試験地	合格発表
第1次試験	平成31年5月12日 (日) 午前9時	和歌山市 田辺市 (※)	平成31年5月下旬に県庁北別館5階人事委員会事務局前に掲示するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	平成31年6月中旬	和歌山市	平成31年6月下旬に県庁北別館5階人事委員会事務局前に掲示するとともに、合格者に通知する。
第3次試験	平成31年7月上旬	和歌山市	平成31年7月中旬に県庁北別館5階人事委員会事務局前に掲示するとともに、合格者に通知する。

(※) 男性武道 (柔道)、男性武道 (剣道)、女性武道 (柔道)、語学 (英語) 及びサイバー犯罪捜査官の第1次試験会場は、和歌山市に限る。

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験種目等	配点	内容
教養試験 (※1) (択一式2時間)	500点	警察官として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 (50問)
実技試験 (※2)	500点	柔道又は剣道についての実技試験
専門試験 (口述) (※3)	500点	語学力 (英語) についての口述試験 (読取りを含む。)
専門試験 (記述) (※4)	300点	情報処理に関する専門的知識及び能力についての記述式による試験 (90分)
経験小論文試験 (※4)	200点	これまでの職務経験等についての記述式による試験 (60分、800字程度)
資格加点 (※5)	別表に掲げる対象となる資格等の該当者に加点する。	
適性検査	職務遂行上必要な適性についての検査 なお、検査結果は、第2次試験及び第3次試験における面接試験の参考資料とする。	

(※1) 教養試験の内容は、大学卒業程度で行う。

(※2) 実技試験は、男性武道 (柔道)、男性武道 (剣道) 及び女性武道 (柔道) の受験者のみ実施する。

男性武道 (柔道) 及び女性武道 (柔道) の受験者は、講道館柔道審判規則に定められている柔道衣を持参すること。

男性武道 (剣道) の受験者は、全日本剣道連盟剣道試合及び審判規則に定められている剣道衣、竹刀及び剣道具を持参すること。

(※3) 専門試験 (口述) は、語学 (英語) 受験者のみ実施する。

(※4) 専門試験 (記述) 及び経験小論文試験は、サイバー犯罪捜査官の受験者のみ実施する。

(※5) 資格加点は、警察官A男性一般又は警察官A女性一般の受験者のうち、受験申込みの際に証明書の写しを添付の上、申請を行い、第1次試験当日に原本を提示した場合に限り、加点の対象とする。

また、資格加点の対象となる資格等及び点数は別表のとおりとし、複数の資格等を有する場合は、最も点数の高いもののみを加点する。

なお、柔道の段位については公益財団法人講道館から、剣道の段位については一般財団法人全日本剣道連盟から授与されたものに限り、情報処理については平成13年度以降に実施されたものに限る。

別表

	対象となる資格等	点数
柔道及び剣道	3段以上	50点
	2段	40点
	初段	30点
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実用英語技能検定1級 ・ TOEIC 900点以上 ・ TOEFL (iBT) 101点以上 ・ TOEFL (PBT) 607点以上 ・ TOEFL (CBT) 253点以上 ・ 国際連合公用語英語検定試験A級以上 	50点
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実用英語技能検定準1級 	

語学(英語)	<ul style="list-style-type: none"> ・TOEIC 700点以上900点未満 ・TOEFL (iBT) 76点以上101点未満 ・TOEFL (PBT) 540点以上607点未満 ・TOEFL (CBT) 207点以上253点未満 ・国際連合公用語英語検定試験B級 	40点
	<ul style="list-style-type: none"> ・実用英語技能検定2級 ・TOEIC 500点以上700点未満 ・TOEFL (iBT) 52点以上76点未満 ・TOEFL (PBT) 470点以上540点未満 ・TOEFL (CBT) 150点以上207点未満 ・国際連合公用語英語検定試験C級 	30点
情報処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ITストラテジスト試験 ・システムアーキテクト試験 ・プロジェクトマネージャ試験 ・ネットワークスペシャリスト試験 ・データベーススペシャリスト試験 ・エンベデッドシステムスペシャリスト試験 ・ITサービスマネージャ試験 ・システム監査技術者試験 ・応用情報技術者試験 ・情報セキュリティスペシャリスト試験 ・情報処理安全確保支援士試験 ・システムアナリスト試験 ・アプリケーションエンジニア試験 ・ソフトウェア開発技術者試験 ・テクニカルエンジニア(ネットワーク)試験 ・テクニカルエンジニア(データベース)試験 ・テクニカルエンジニア(システム管理)試験 ・テクニカルエンジニア(エンベデッドシステム)試験 ・テクニカルエンジニア(情報セキュリティ)試験 ・情報セキュリティアドミニストレータ試験 ・上級システムアドミニストレータ試験 	50点
	<ul style="list-style-type: none"> ・基本情報技術者試験 ・情報セキュリティマネジメント試験 	40点
	<ul style="list-style-type: none"> ・ITパスポート試験 ・初級システムアドミニストレータ試験 	30点
	<ul style="list-style-type: none"> ・日商簿記検定1級 	50点
財務	<ul style="list-style-type: none"> ・日商簿記検定2級 	30点

(2) 第2次試験

試験種目	配点	内容
面接試験	600点	人物、能力、性格等についての個別面接
体力試験	200点	職務遂行上必要な体力についての試験(立幅跳び、上体起こし、腕立伏臥腕屈伸、時間往復走及び往復持久走)
論文試験 (1時間30分)	200点 (※)	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験(1,200字程度)
身体検査		職務遂行上必要な身体的条件を有するか否かについての検査
身体精密検査		職務遂行上必要な健康度を有するか否かについての検査 (胸部疾患、伝染性疾患、心臓疾患等の有無及び聴力、色覚等を判定するため、レントゲン検査、血液検査、尿検査等を行う。)

(※) 論文試験の採点は、第3次試験で行う。

また、別途作成する本試験案内に平成30年度の論文テーマを掲載する。

(3) 第3次試験

試験種目	配点	内容
面接試験	1,200点	人物、能力、性格等についての個別面接

(第2次試験における身体検査及び身体精密検査の基準)

検査項目	合格基準
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
色覚	職務遂行に支障がないこと。
その他 (胸部疾患、伝染性疾患、心臓疾患等の有無及び聴力等)	職務遂行に支障がないこと。

注 上記検査項目のうち、視力については、合格基準を下回る場合に、色覚及びその他については、いずれか一つでも職務遂行に支障があると認められる場合には不合格となる。

第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目(第1次試験の適性検査を除く。)には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合には、総合得点が高くても不合格となる。

また、資格加点については、教養試験の合格基準を満たさない者には加点しない。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県警察本部警務課に申し込むこと。

ア インターネット

和歌山県ホームページの「例規・行政・統計・データ」欄の「電子申請」にある「和歌山県電子申請システム」から、画面上の指示に従って申し込むこと。

イ 郵送

所定の申込用紙(申込書、受験票及び写真票)に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県警察本部警務課まで郵送すること。また、封筒の表に「警察官採用試験受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便にすること。

申込用紙は、和歌山県警察ホームページ「試験情報」<https://www.police.pref.wakayama.lg.jp/recruit/shiken/index.html>又は、和歌山県ホームページの「和歌山県職員採用情報」<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/210100/saiyou.html>から印刷するか、次の配布場所において入手すること。

〈申込用紙の配布場所〉

和歌山県警察本部警務課

和歌山県警察本部交通センター

県内各警察署

和歌山県人事委員会事務局

和歌山県パスポートセンター

和歌山県庁正面玄関サービスステーション

和歌山県東京事務所

和歌山県名古屋観光センター

また、配布場所まで申込用紙を取りに行くことができない場合は、和歌山県警察本部警務課まで問い合わせること。

(2) 受付期間

ア インターネットによる申込みの場合

平成31年3月1日（金）午前10時から同月18日（月）午後1時までの間に受信したものを受け付ける。

イ 郵送による申込みの場合

平成31年3月1日（金）から受付を開始し、同年4月5日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

(3) 受験票等の交付

ア インターネットによる申込みの場合

申込みが到達した場合は、整理番号とパスワードを記載した「申込完了通知メール」を自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「受付審査完了通知メール」を送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請システム内で発行する。受験票を発行した場合は、「受験票発行通知メール」を送信するので、指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。写真票には受験番号、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

*注意

電子申請システムについて、平成31年4月1日より新電子申請サービスに変更となることに伴い、現在の電子申請システムは平成31年3月31日をもって終了することから、受験票及び写真票のダウンロードは、必ず平成31年3月28日（木）午後5時45分までに完了すること。受験票及び写真票のダウンロードができない場合には、和歌山県警察本部警務課まで問い合わせること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日、写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

イ 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書の記載事項に不備があるときは受験することができない場合がある。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。警察本部長からの請求は、欠員の状態に応じて行われるため、採用候補者名簿に登載された者でも採用されない場合がある。採用候補者名簿の有効期間は、当該名簿が確定した日から原則として1年間である。

警察官Aの試験区分で受験した者のうち、大学卒業見込みで受験した者は、平成32年3月末日までに卒業できない場合、採用資格を失う。

なお、採用時期は、卒業見込み者については平成32年4月以降、既卒者については平成31年10月以降の予定である。

(2) 警察官Aで採用された者は、和歌山県巡査に任命され、6か月間警察学校に入校し、卒業後県内の各警察署に配属される。

(3) サイバー犯罪捜査官で採用された者は、和歌山県警部補又は和歌山県巡査部長に任命され、和歌山県警察本部又は県内各警察署に配属される。

7 給与等

(1) 給与

警察官Aで採用された者の採用時の給料月額は、206,900円（平成30年4月1日現在）で、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

サイバー犯罪捜査官で採用された者の採用時の給料月額は、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の定めに基づき、経歴その他を勘案して決定される。

このほか、警察職員の給与に関する条例等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(2) 住宅

警察学校入校期間中は、全寮制である。

また、各警察署に住宅の設備がある。

8 昇進

所定の年限を勤務すると、昇任試験に合格することにより昇任することができる。

9 試験結果の情報提供

この試験の結果について、受験者本人の申出により、情報提供を受けることができる。情報提供を希望する人は、以下により受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

現在の電子申請システムが平成31年3月31日をもって終了することから、インターネットによる受験申込を行った受験者も上記の手続により情報提供を受けることとする。

電子申請システムでの情報提供は行わない。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の日の午後3時から1か月間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） 午前9時（情報提供期間の初日は、合格発表後）から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験と第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	
第3次試験	第3次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の総合得点及び総合順位、第1次試験と第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験から第3次試験までを合わせた総合得点及び総合順位	

10 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局又は和歌山県警察本部警務課にすること。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成31年1月24日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年3月1日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 中 村 裕 一
 和歌山県監査委員 中 本 浩 精

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
和歌山県税事務所	平成31年1月24日
和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	〃
和歌山県公営競技事務所	〃
和歌山県工業技術センター	〃
和歌山下津港湾事務所	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 和歌山県税事務所

平成29年度の県税収入率は98.0%で、前年度に比し0.4ポイント上昇しており、平成29年度末の収入未済額は、約9億8,775万円と約1億3,133万円減少している。

個人県民税の収入未済額は、県税全体の約48%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、加算金及び延滞金についても、適切な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。

イ 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

(ア) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成29年度末で約2,537万円となっており、前年度末に比し約253万円増加している。

今後も、子ども未来課及び障害福祉課と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、文書や電話による催告及び自宅訪問による納付指導など、徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。

(イ) 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター医事業務委託について、使用料の徴収事務を委託しているが、受託者の調定手続、帳簿の取扱い等に関し和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）にのっとりた事務手続を行っていないので、適正に処理されたい。

ウ 和歌山県公営競技事務所

(ア) 平成5年度に発生した横領事件に係る弁償金の未収金については、平成29年度末で約2億7万円となっており、前年度末に比し約4万円減少している。

引き続き未納者の収入状況等を十分把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 臨時電話回線配線工事業務に係る通信運搬費の支出負担行為について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。

(ウ) 常時の資金前渡について、前渡資金出納簿を備えていなかったため、適正に処理されたい。

エ 和歌山県工業技術センター

所有特許権等実施契約に基づく実施料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったため、適正に処理されたい。

オ 和歌山下津港湾事務所

(ア) 港湾施設使用料並びに不法占拠による損害賠償金及び強制執行費用の未収金については、平成29年度末で約928万円となっており、前年度末に比し約74万円増加している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 土木使用料及び港湾施設使用料の債権管理において、延滞金の減免に係る決裁がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。

(ウ) 光熱水費等の支払事務について、請求書の紛失等が発生していたため、管理の徹底を図り、今後このようなことのないよう、支払手続を適正に処理されたい。

(エ) 清掃及び植栽管理業務について、契約保証金受入前に契約を締結している事例があったため、適正に処理されたい。

(オ) 設計変更の対象となる施工数量変更の指示を、決裁を受けずに行っている事例があったため、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

いるがそれらは業務所管課において浸透・徹底されていない状況を踏まえ、情報漏えいリスクに万全を期すべきである。

② パスワード管理について【意見】(P19 意見②)

「ユーザ認証」には、以下のようないくつかの方法があり、パスワードによるユーザ認証は一般的な認証方法として広く使用されているがその他にもICカード認証や指紋認証といったさまざまな方法がある。また最近ではそれ1種類の方法のみによる認証ではなく、複数の方法を組み合わせた二要素認証等が普及してきており、県においても技術的対策として重要な情報資産を扱う全端末については二要素認証が既に導入されている。

- ・ ユーザのみが知っているもの(パスワード)
- ・ ユーザが所有するもの(鍵やカード)
- ・ ユーザの特徴を表すもの(指紋などのバイオメトリックス)

しかし、調査票アンケートによると、一般的な認証方法である「パスワード設定」さえないものも見られた。

情報へのアクセスを制御するため、適切なユーザ認証を用い、本人確認の徹底を検討される必要がある。

③ アクセス記録の保管について【結果】(P20 指摘②)

県においては技術的対策として、外部からの不正アクセスについてはサイバー攻撃対策を講じている。

しかし、調査票の回答結果によると、半数近くのシステムでアクセス記録を保存していないとのことであった。

アクセス記録が保存されていない場合、不正なアクセスがあっても長期間にわたり気づくことができず、被害が拡大するリスクがある。また、後日検証もできないため不正アクセスを助長することにもなりかねない。これら不正アクセスや情報漏えい等のリスクを軽減するためにもアクセス記録を保存する必要がある。

④ システム変更管理について【結果】(P20 指摘③)

調査票の回答結果によると、大半のシステムでは、プログラム変更のルールは無いとのことであった。

情報システムの変更管理は非常に重要な活動である。例えば、職員からの電話1本でIT事業者のシステム・エンジニア(SE)がシステムを変更しているような場合、その変更の記録は何も残らず、またその変更の影響によって障害が発生した場合、その原因追究は非常に困難なものになる恐れがある。

情報システムの運用保守においては、一定「情報システム調達ガイドライン」において定められているが、以下のようなポイントを踏まえ、より詳細な変更管理手順を整備・運用すべきである。

- ・ 変更管理手順が定められ、それに則り運用されていること
- ・ 変更管理手順において適切に職務分掌がなされていること
- ・ 変更が事前に計画され、その内容が承認されていること

情報セキュリティ研修を6月から7月、所属内点検を8月、情報セキュリティ内部監査を10月から12月に実施し、情報セキュリティポリシーに基づき、パスワード設定等の適切なユーザ認証の実施を徹底した。

情報セキュリティ研修を6月から7月、所属内点検を8月、情報セキュリティ内部監査を10月から12月に実施し、情報セキュリティポリシーに基づき、特に重要な情報資産を扱うシステムに係るアクセス記録の保存を徹底した。

平成30年9月に情報システム調達ガイドラインを改訂し、その中で標準的なシステム変更管理手順を示し、運用している。

- ・ 変更の内容がテストされており、その結果が承認されていること 等
- 4 個別の情報システムに関して発見された監査の結果及び意見

4.1 人事管理システム

② 当システムに係る監査の結果及び意見

【意見】(P21 意見③)

県の公文書管理規程に基づいて各所管部署で作成される「公文書分類表」により、情報システムの仕様書や設計書などは5年で廃棄されている。当システムについても平成13年9月導入のため、開発時の文書は仕様書等も含め全て廃棄されていた。しかし、システム開発時の文書は今後のシステム改修・更新・運用保守時において有用な情報となるため、文書保存期間を過ぎたとしても保存しておくことが望ましい。

【意見】(P21 意見④)

当システムは毎年度、約150万円の保守契約を締結しているが、当該保守契約に係る見積書には一式として金額が記載されているのみであり、工数×単価に関する情報が記載されていなかった。当該見積書を根拠として予算や予定価格が検討されることから、積算根拠が明記された(工数×単価に関する情報が記載された)見積書を入手することが望ましい。

【意見】(P21 意見⑤)

前述の保守契約については人事課で工数見積もりを実施しており、予算内示書において単価と工数が記載されている。しかし一方で、業者から提出される完了報告書には実績工数の記載がなく、人事課の見積もり工数との予実分析が困難な状況となっている。人事課が見積もった工数に対してどの程度実績工数がかかったのかを把握するために、業者に対して保守作業完了時に実績工数の報告を求め、予実分析により工数見積りの妥当性を検討し、次回の価格設定に活かしていくことが望ましい。

【意見】(P22 意見⑥)

当システム用のUSBメモリを利用する際はウイルスチェックをかけていないとのことであるが、ウイルス感染の脅威からデータを保護する観点から、USBメモリ使用時にはウイルスチェックを実施することが望ましい。

【意見】(P22 意見⑦)

当システムのバックアップは月に1度実施されるが、バックアップデータは外付けハードディスクにて保管されている。当該ハードディスクは当システムをインストールしたPCの側の施錠されていない棚に置かれている。また、ハードディスクへのアクセスにパスワードは設定されておらず、誰でも持ち出して、PC端末につないで情報を出し入れできる状況にある。

当システムには職員の個人情報に関する重要性の高いデータが保存されていることから、特に、媒体の盗難や災害に伴うデータの滅失などの脅威への対処として、ハードディスク保管場所の施錠、ハードディスクへのパスワード設定、バックアップデータの副本化、必要に応じた保管場所の分散(庁舎内・庁舎外)等を検討し、バックアップデータについて厳重な管理を行うことが望ましい。

平成30年9月に改訂した情報システム調達ガイドライン等(以下「改訂調達ガイドライン」という。)に従い、システム改修・更新・運用保守時に有用な文書については、必要に応じ保存していくこととした。

改訂調達ガイドライン等に従い、工数×単価等による積算根拠が明記された見積書を入手することとした。

改訂調達ガイドライン等に従い、実績工数の報告を求めることとした。

情報セキュリティポリシー等に従い、USBメモリ使用時のウイルスチェックの実施を徹底した。

バックアップデータについて、副本化及び保管場所の分散を行い、より厳重な管理を行うこととした。

【結果】 (P22 指摘④)

当システムの利用にあたってはパスワードが設定されているが、パスワード更新に関する方針が設けられていない。また、パスワードの変更実績もない。

職員異動が定期的に行われる環境下において、パスワード変更が実施されていない現状では、継続して使用されているパスワードが複数の職員の間で共有されることになり、システム管理者の管理が及ばないところでの情報漏えい等のリスクが回避困難なため、パスワード更新に関する方針を定め、定期的なパスワード変更を実施すべきである。

【結果】 (P22 指摘⑤)

当システムは、ログによるアクセスチェックを行っていない。不正アクセスや情報漏えい等のリスクを伴う情報セキュリティ事故が発生した場合の原因追究等においてログの保存及び分析は非常に重要であるため、当システムにおいては、システム管理者がアクセスチェック等の分析を実施すべきである。

4.2 職員健康管理システム

② 当システムに係る監査の結果及び意見

【意見】 (P23 意見⑧)

当システムについては、平成28年6月に新たな機能を追加する改修を行っている。当該改修を実施する際に、現行システムの改修と新システムを導入した場合の運用上や操作性の問題に関する比較やコスト比較を行っていたが、改修後の効果検証は行っていなかった。当該検証のみでは改修により新たに追加された機能が適切に機能しているかについての検証が不十分であるため、改修時のみでなく、その後の運用段階においても継続的な評価を行っていくことが望ましい。

【意見】 (P23 意見⑨)

当システムへの県職員の健康状態等の情報の入力、入力及び閲覧権限を持つ職員（医師及び保健師等）に限定されているが、過重労働に関する一部の情報は手入力されおり、第3者による入力内容の確認が行われず、現状は入力者の権限がある者によるセルフチェックの実施のみに留まっている。

当システムには県職員の健康状態等に関する重要な情報が登録されているため、入力情報の正確性を十分に担保する必要がある。よって、上席者によるダブルチェック体制を整備する等の対応を実施することが望まれる。

4.3 シンククライアントシステム

② 当システムに係る監査の結果及び意見

【意見】 (P24 意見⑩)

当システム第2期においてはA社が元請でB社が下請であったが、第3期の見積もりを両社からのみ入手しており、実質的には1社からの見積もり徴求と同じ状況となっていることから、上記2社以外にも見積書を入手することが望ましい。

また、A社及びB社から入手した見積書は、当システムの保守に関する予定工数が明確となっていない。また、賃借料と保守費用とが分かれていない。当該保守に係る作業工数を検証するために、賃借料と保守費用が区分された見積書を入手することが望ましい。

情報セキュリティポリシー等に従い、定期的なパスワードの変更を徹底した。

情報セキュリティポリシー等に従い、定期的なアクセスチェックの実施を徹底した。

運用段階である今年度において評価を行った結果、改修による追加機能が引き続き適切に機能していることを確認した。今後も継続的に評価を行っていく。

上席者によるダブルチェック体制を整備した。

改訂調達ガイドライン等に従い、工数×単価等による積算根拠が明記された見積書を入手することとした。

なお、現行システムに関しては、平成30年11月に現運用保守事業者以外の者からも工数×単価等の見積書を入手している。

【意見】(P25 意見⑪)

本システムにおける事後評価では、第2期の更新と第3期の更新の費用比較をもってコスト検証としているが、下記の和歌山県情報システム調達ガイドラインに規定されている費用対効果の検証を行うためには、シンククライアントとファットクライアント等多様なシステム形態との対比による検証についても実施することが望ましい。当システム第1期の導入当時とはICTを取り巻く外部環境は変わっており、コスト面やセキュリティ面等について改めて検証を実施することが望ましい。

【意見】(P25 意見⑫)

予算設定に利用した見積書について、構築と保守に区分されているだけで、内訳がなく、また積み上げの算定根拠も示されていない。見積書は予算や予定価格の検討に用いられることから、積算根拠が明記(工数×単価に関する情報が記載)されたものを入手し、実績報告との比較が可能ないようにしておくことが望ましい。

【意見】(P26 意見⑬)

入札の実施に際して所管部署で算定された予定価格については、機器やソフトウェアごとの内訳になっているものの、作業項目ごとの内訳になっておらず、工数×単価による積み上げ計算のより価格を算定したものではない。情報政策課へのヒアリングによると、細かい作業ごとの積算資料(WBS)は作成したが保管はされていないとのこと。

コスト削減の観点から、予定価格は工数×単価による積み上げ計算により算定し、当該計算根拠資料についても適切に保管することが望ましい。

【意見】(P26 意見⑭)

当システムの保守に関する予定価格の算定については、購入機器ごとに行われており、仕様書に記載されている作業項目ごとに行ったものではなかった。前述の意見同様、コスト削減の観点から、保守に関する予定価格の算定についても作業項目ごとの工数×単価による積み上げ計算により算定することが望ましい。

【意見】(P26 意見⑮)

当システムには重要性の高いデータが保存されていることから、バックアップデータについては厳重な管理が求められる。現状、和歌山県においては現時点でのリスクを考慮した対応を行っているが、技術的動向を踏まえて、今後より厳重な管理方法を調査・検討していくことが望ましい。

4.4 県立情報交流センター情報システム

② 当システムに係る監査の結果及び意見

【意見】(P29 意見⑯)

予算設定のために、必要なシステム構築及び保守に係る見積書を複数の事業者から入手しているが、見積書は構築と保守に区分された金額が提示されているだけで、内訳がなく、積み上げの算定根拠も示されていない。

また、契約により保守事業者の職員1名が情報交流センターに常駐することになっており、毎月の作業実施報告書を受けることになっているが、当該報告には保守事業者が実際に行った工数については明らかにされていない。

見積書は予算や予定価格の検討に用いられることから、積算根拠が明記(工数×単価に関する情報が記載)されたものを入手し、実績報告との比

シンククライアント、ファットクライアントなど多様なシステム形態の比較検討による検証を改めて行った結果、高い情報セキュリティを確保できるシンククライアントの方式による比較では、現行のシンククライアント(SBC方式)に比べ、シンククライアント(VDI方式)はより安定的な稼働が見込めるものの構築費が高額になること、また、ファットクライアントでは情報セキュリティの確保に課題があるとの結論を得、現時点においては、現行のシステム形態が費用対効果の観点から最適であることを再確認した。

改訂調達ガイドライン等に従い、工数×単価等による積算根拠が明記された見積書を入手することとした。

なお、現行システムに関しては、平成30年11月に現運用保守事業者以外の者からも工数×単価等の見積書を入手している。

改訂調達ガイドライン等に従い、工数×単価等による積み上げ計算による予定価格を算定するとともに、積算根拠資料については、必要に応じ保管することとした。

改訂調達ガイドライン等に従い、作業項目ごとの工数×単価等による積み上げ計算により予定価格を算定することとした。

現在も可能な限り適切かつ厳重な管理を行っているところであるが、重要性の高い情報資産であることから、引き続き、技術的動向を踏まえつつ、厳重な管理方法を調査・検討していくこととした。

改訂調達ガイドライン等に従い、工数×単価等による積算根拠が明記された見積書を入手することとした。

較が可能なようにしておくことが望ましい。

【意見】(P30 意見⑰)

情報政策課の予算執行により、教育委員会事務局職員が利用するPCが調達されており、教育委員会事務局固有の情報システムの構築費用及び保守費用も情報政策課が負担している。

しかしながら、セキュリティポリシーの遵守に関しては、それぞれの所属長が責任を負うということから、情報政策課では教育委員会の情報セキュリティ対応に関して権限を有していない状況にある。

学びの丘で教育委員会事務局が使用しているPCについては、県の他の部局で使用している行政PCと異なり、USBメモリを利用できるとのことであるが、他の部局の行政PCはUSBメモリの利用が原則としてできないように設定されている。そのため、教育委員会においても、情報セキュリティの観点から他の部局と同様のセキュリティ対応を行うべきである。

情報政策課所管の情報交流センターと教育委員会が所管する学びの丘が同一施設に入居していること、さらに情報機器の調達・運用に係るコストを情報セキュリティに精通した情報政策課が負担していることから、学びの丘の教育委員会事務局職員の利用する職員の情報セキュリティについて、情報政策課がモニタリングする等によりセキュリティ対応の強化及び透明性を図ることを検討されたい。

4.5 生活保護システム

② 当システムに係る監査の結果及び意見

【意見】(P31 意見⑱)

当システム導入に係る見積書を1社からしか入手しておらず、1社入札となっている。また、当該見積書は工数別の内訳の記載がないものであった。コスト削減の観点から、1社入札では健全な価格競争原理が働かないため、複数の業者から見積書を入手することが望ましい。

【意見】(P31 意見⑲)

当システムは5年間の保守契約を結んでいるが、当該保守契約に係る見積書に詳細な作業工数が記載されていない。保守コスト削減の観点から、業者から見積書を徴求する場合は工数及び単価に関する情報を記載することを求めることが望ましい。

【意見】(P31 意見⑳)

当システムには重要性の高いデータが保存されていることから、バックアップデータについては厳重な管理が求められる。そのため、バックアップデータについて保管場所の分散等のリスク対策を検討し、より厳重な管理を行うことが望ましい。

【意見】(P32 意見㉑)

当システムは特定個人情報(マイナンバーを内容に含む個人情報)を保有している。これら特定個人情報の取り扱いについては従来の個人情報より厳重な安全管理措置が求められている。しかし、当システムにおいては、(同様に特定個人情報を保有している)後述の「4.8 県税運営システム」のような特定個人情報保護評価は実施されていない。これは当システムが、対象人数の少なさ等の理由から特定個人情報保護評価の対象外に該

教育委員会において新たに策定した情報セキュリティポリシー等に基づき、原則USBメモリが使用できないよう情報システムの設定を変更した。

また、情報システム運用保守業者を通じて、学びの丘の情報セキュリティについても情報政策課がモニタリングできる体制を整えた。

改訂調達ガイドライン等に従い、平成31年度のシステム再構築に向けて、複数の業者から工数別の内訳のある見積書を入手することとした。

改訂調達ガイドライン等に従い、工数×単価等による積算根拠が明記された見積書を入手することとした。

現在も可能な限り適切かつ厳重な管理を行っているところであるが、重要性の高い情報資産であることから、引き続き、費用対効果や技術的動向を踏まえつつ、厳重な管理方法を調査・検討していくこととした。

平成30年度においては、個人情報取扱特記事項(新版)にて契約を締結した。

当したためと推察される。

ただし、対象人数の多少にかかわらず、特定個人情報の取り扱いについては従来の個人情報より厳重な安全管理措置が求められていることに変わり無く、「4.8 県税運営システム」のような特定個人情報保護評価（全項目評価）を実施していない当システムの安全管理措置が徹底されないリスクは「4.8 県税運営システム」より高いと言える。県においては、特定個人情報の適正な取り扱いに関する点検や監査等を定期的実施する仕組みが導入されているとのことであったが、例えば、現状の委託契約は、従来の個人情報の取り扱いに関する特記事項（旧版）の締結に留まっており、県が平成28年3月に改正した特定個人情報の取り扱いに関する内容も含めた特記事項（新版）の締結は無かった。特定個人情報の取り扱いに関する点検が十分に行われていなかった。

【結果】（P32 指摘⑥）

当システムの事前協議において費用対効果の検証を実施していない。システム導入を検討する事前協議においては、システムに求める機能の分析等だけでなく、導入における費用対効果の検証も求められており、費用対効果の検証をすべきであった。

4.6 身体障害者手帳等交付管理システム

② 当システムに係る監査の結果及び意見

【意見】（P33 意見②）

当システムの保守契約に係る見積書には一式として金額が記載されているのみであり、工数×単価に関する情報が記載されていなかった。当該見積書を根拠として予算や予定価格が検討されることから、積算根拠が明記された（工数×単価に関する情報が記載された）見積書を入手することが望ましい。

【意見】（P33 意見③）

上記保守契約については、業者からの作業実績報告では3時間程度の保守工数しかかかっていないにも関わらず、期中の保守コストとして60万円が支払われている。予実分析を実施し、今後の価格設定の妥当性確保につなげていく必要がある。

【意見】（P33 意見④）

当システムについては、常時アクセス記録を取っており、不正アクセス等のエラーが発生した場合はログを解析して原因追求できるような態勢となっているが、アクセス記録の定期的な確認までは行っていない。

当システム内の情報には特定個人情報が含まれており、特定個人情報については、個人情報保護委員会が公表している「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」においてアクセス状況の定期的な確認の実施が望まれている。

そのため、本システムにおいても定期的なアクセス記録の確認を実施することが望ましい。

【結果】（P34 指摘⑧）

当システムについては、複数の職員で共通のID及びパスワードを使用しているが、パスワードの変更実績がない。職員異動が定期的に行われる環境下において、パスワード変更が実施されていない現状では、継続して使用されているパスワード

改訂調達ガイドライン等に従い、費用対効果の検証を実施することとした。

改訂調達ガイドライン等に従い、平成30年度契約時において、工数×単価等による積算根拠が明記された保守契約見積書を入手した。

改訂調達ガイドライン等に従い、見積書の積算内容を基にした予実分析を行い、保守費用は実際の作業時間に照らして妥当であることを確認した。

また、業者からの実績報告において、作業時間の一部しか記載されていなかったため、実際の作業時間が適切に反映されるよう徹底した。

情報セキュリティポリシー等に従い、定期的なアクセス記録の確認を徹底した。

情報セキュリティポリシー等に従い、定期的なパスワードの変更を徹底した。

が複数の職員の間で共有されることになり、システム管理者の管理が及ばないところでの情報漏えい等のリスクが回避困難なため、パスワード更新に関する方針を定め、定期的なパスワード変更を実施すべきである。

4.7 新地方公会計システム

② 当システムに係る監査の結果及び意見

【意見】(P35 意見⑳)

当システム導入の検討時において業者から入手した見積書では構築作業費が作業ごとに「一式300万円」「一式400万円」となっており、積算根拠の妥当性が検証できない状況であった。当該見積書を根拠として予算額や予定価格が検討されることから、積算根拠が明記された(工数×単価に関する情報が記載された)見積書を入手することが望ましい。

【意見】(P35 意見㉑)

当システムの保守契約に関して、事前協議段階で2社以上から見積書を入手していることはチェックされているが、予算策定の根拠として採用された見積書には業務工数に関する部分が「ハード維持管理作業一式1月50,000円」等と記載されているのみであり、工数×単価に関する情報が記載されていない。また、当該見積書では賃借料と保守費用も分けられていなかった。積算根拠が明記(工数×単価に関する情報が記載)され、賃借料と保守費用とが区分された見積書を入手し、実績報告と比較できるようにしておくことが望ましい。

4.8 県税運営システム

② 当システムに係る監査の結果及び意見

【意見】(P36 意見㉒)

県の公文書管理規程に基づいて各所管部署で作成される「公文書分類表」により、情報システムの仕様書や設計書などは5年で廃棄されている。当システムについても平成3年4月導入のため、開発時の文書の一部が廃棄されていた。しかし、システム開発時の文書は今後のシステム改修・更新・運用保守時において有用な情報となるため、文書保存期間を過ぎたとしても保存しておくことが望ましい。

4.9 校務支援システム

② 当システムに係る監査の結果及び意見

【意見】(P38 意見㉓)

当システムの開発・保守に係る見積書、平成26年度に実施した当システムの改修に係る見積書のいずれにおいても、作業工数の記載がなく、積算根拠の妥当性が検証できない状況であった。当該見積書を根拠として予算額や予定価格が検討されることから、積算根拠が明記(工数×単価に関する情報が記載)された見積書を入手することが望ましい。

【意見】(P38 意見㉔)

当システムについては、教員が調達したUSBメモリの使用が可能となっている。使用にあたってはUSBメモリの中身を空にするよう呼びかけているが、確認手続は行っていない。なお、USBメモリは当システム端末PCに接続することが可能であり、データをPCから出力する際には管理簿に記入し、校長の承認を得るという手続を取っている。しかし、USBメモリのスキャン確認が行われていない状

改訂調達ガイドライン等に従い、工数×単価等による積算根拠が明記された見積書を入手することとした。

改訂調達ガイドライン等に従い、工数×単価等による積算根拠が明記された見積書を入手することとした。

改訂調達ガイドラインに従い、システム改修・更新・運用保守時に有用な文書については、必要に応じて保存することとした。

平成30年12月に策定した調達ガイドラインに従い、工数×単価等による積算根拠が明記された見積書を入手することとした。

情報セキュリティポリシー等を策定し、USBメモリの使用に係る手続について、使用後において、中身が空であることの確認やその結果を記録する手続を定めた。

態では、情報漏えいリスクを十分に低減できていないため、USBメモリの中身を確認し、その結果を記録するなどの手続を追加で実施することが望ましい。

【意見】 (P39 意見㉑)

学校では行事等の関係で動画や写真のデータが多く、それらのデータの管理・移動に外付けハードディスクを使用するところがあるが、当該外付けハードディスクについてアクセス管理等を行っていない。外付けハードディスクもUSBメモリ同様、容易にデータを持ち運びでき、情報漏えいリスクがあることから、使用においては適切な管理体制を構築することが望ましい。

【意見】 (P39 意見㉒)

校務支援システム専用端末以外のPCを使用することは、原則として禁止されているが、申請すれば使用することが可能となっている。

申請を許可する際には、事前に性能等を確認するとともに、県が提供するウイルス対策ソフトをインストールすることを義務付けているが、現状はこれらのチェックまでは行っていない。そのため、学校が実際にウイルス対策ソフトをインストールしているか等について確認する体制を整備することが望ましい。

4.10 人事管理電算処理システム

② 当システムに係る監査の結果及び意見

【意見】 (P40 意見㉓)

当システムのバックアップは業者が実施しているが、仕様書に記載がないため、バックアップデータが滅失した場合や情報漏えいがあった場合などトラブル発生時の責任の所在が不明となる恐れがある。バックアップについては所管課の職員で実施するか、バックアップ作業も含めた適切な保守契約を締結することが望ましい。

【意見】 (P40 意見㉔)

当システム専用のUSBメモリが1つあり、当システム専用端末から人事給与システム専用端末へデータを移行するときに使用している(職員の行政PCへのデータ移行は、USBメモリでは原則できない仕組みとなっている。)が、当該USBメモリについて使用記録はつけておらず、管理簿もない状況である。情報漏えい防止の観点から、USBメモリについて管理簿の整備やUSBメモリの中身の消去確認を含め、受払管理及び保管方法のルールを定め、適切にセキュリティ管理をする必要がある。

【意見】 (P41 意見㉕)

当システムのIDは共有のものを利用しており、ログの取得も行っていない。不正アクセスや情報漏えい等のリスクを伴う情報セキュリティ事故が発生した場合の原因追究等においてログの保存及び分析は非常に重要であるため、当システムにおいては、システム管理者が適切な期間ログを保管し、アクセスチェック等の分析を実施することが望ましい。

4.11 道路情報管理システム

② 当システムに係る監査の結果及び意見

【意見】 (P42 意見㉖)

当システムについては保守契約が締結されておらず、何か不具合が発生した場合はその都度問い合わせを行い業者に対応してもらっている。

現状のように保守契約を締結していない場合、

情報セキュリティポリシー等を策定し、外付けハードディスクの使用に係る手続について、使用後において中身が空であることの確認やその結果を記録する手続を定めた。

情報セキュリティポリシー等を策定し、校務支援システム専用端末以外のPCの使用申請を許可する際には、県が提供するウイルス対策ソフトをインストールしているか等を確認した上で許可する手続を定めた。

現契約期間中においては、所管課職員によるバックアップの実施を徹底した。次回契約からは、バックアップ作業も含めた保守契約を締結することとした。

USBメモリ等の外部記録媒体管理台帳を整備するとともに、担当職員によるUSBメモリの使用と返却の確認を徹底した。

情報セキュリティポリシー等に従い、定期的なパスワード変更や端末のアクセスチェックなど、セキュリティ管理を徹底した。

平成30年11月に、保守契約を締結した。

システムトラブルが発生した際の責任の所在が曖昧になり、システムの円滑な運用を阻害する恐れがある。そのため、保守契約を締結し、業者との責任の所在を明確にしておくことが望ましい。

【意見】（P42 意見⑳）

当システムのバックアップは業者が実施しているが、前述のとおり保守契約を締結していないため、情報が外部に流出したり、不正利用されたりするリスクが大きくなる。

情報漏えいリスクを低減する観点から、バックアップについては所管課の職員で実施するか、バックアップ作業も含めた適切な保守契約を締結することが望ましい。

【意見】（P42 意見㉑）

当システム受入時の県側のテストが未実施であった。和歌山県情報システム調達ガイドラインでは、システムの各テストにおける県側の関与度合いについて下記のとおり示されており、要求に見合った機能が適切に運用できるか等の検証を県側で実施すべきであった。

【結果】（P43 指摘㉒）

当システム導入に係る事前協議において5社から見積書を入手しているものの、当システムの前協議において費用対効果の検証を実施していない。システム導入を検討する事前協議においては、システムに求める機能の分析等だけでなく、導入における費用対効果の検証も求められており、費用対効果の検証をすべきであった。

【結果】（P43 指摘㉓）

当システムでは、出先（事務所）ごとにIDとパスワードを付与しているが、パスワードの定期的な変更は行っていないため、セキュリティ上、定期的にパスワードを変更する必要がある。

4.12 財務会計システム

② 当システムに係る監査の結果及び意見

【意見】（P44 意見㉔）

システムについて業者から入手した見積書に作業工数や単価に関する記載がなかったため、工数・単価に関する情報が記載された見積書を入手することが望ましい。

5 全庁レベルにおける情報システムに関して発見された監査の意見

5.1 ICT運営について

5.1.1 県の現状と今後の方向性【意見】（P45 意見㉕）

ICT（インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジー：情報通信技術）活用が、県の行政改革上の戦略や政策の実現にさらに貢献するためには、行政改革の視点をより多く取り入れたICT施策の策定・実行が求められるところである。県ICTが全庁レベルの目標の達成に貢献するためには、組織のより幅広い戦略や政策の計画に整合した短期的及び中長期的な施策の策定・実行が行われる必要がある。

近年、ICTを活用した県民サービスや業務手続きの簡素化・簡便化の推進や各種情報システムの高度化によるサービス充実化が求められている。また今後は、県の働き方改革の推進においても、テレワークやAI・RPAの活用を含め、ICT活用がより重要になってくる。しかしその一方、県のICT運営には以下のような現状が見ら

平成30年11月に、バックアップ作業を含めた保守契約を締結した。

改訂調達ガイドライン等に従い、運用テストについても県側で実施することとした。

改訂調達ガイドライン等に従い、次期システム導入時の事前協議において費用対効果の検証を行うこととした。

情報セキュリティポリシー等に従い、定期的なパスワードの変更を徹底した。

改訂調達ガイドライン等に従い、工数×単価等による積算根拠が明記された見積書を入手することとした。

システム導入・改修を実施する際に、ICTの視点から情報政策課が、行政改革の視点から行政改革課が、財政的な面から財政課が共同して審査・提案することにより、行政経営とICT施策の連携を図る仕組みを整備した。

また、ICTの行政施策への有効活用を図るために必要な施策の推進に関し、情報政策課、行政改革課、財政課等の関連部局が共同して全庁横断的に審議する業務・システム最適化推進委員会を年1回以上定期的に開催することとした。

さらに、情報セキュリティ対策については、各所属の情報セキュリティ実務担当者に対する情報セキュリティ研修や所属内点検の実施に加え、所属内点検の結果を踏まえた情報セキュリティ監査を毎年度実施することとした。

れた。

- ・ 行政経営とICT施策の連携に課題がある。
- ・ 全庁的な課題に対して統制を取る組織機能とICTを活用した有効な検討の対応に課題がある。

現状の情報政策課の機能はICT基盤やセキュリティ等の技術的な支援機能が中心であるが、上述2点のような現状課題を解消するためには、行政改革の視点をより取り入れた上で、行政経営や事業におけるICT活用を推進するために、行政経営とICTの橋渡しを行う機能が別途必要となる。

既に、多くの都道府県や政令市では、以下のような目的のために、CIO（最高情報責任者）をトップとしたICT運営体制が構築・常設されており、行政経営とICTの連携強化を図っている。

① ICT戦略・ガバナンスの推進

県の戦略や政策と整合のとれたICT施策を策定し、それら施策を実現するためのICTガバナンス（統治の仕組み）を確立する。

② ICT投資・コストの最適化

県の全体最適化の視点でICT投資の最適化を進めるとともに、メリハリの効いたICT投資が行えるよう不要・余分なICTコストは適正化する。

③ ICTリスクへの対応

ICT活用を通じて発生する情報セキュリティリスク（個人情報漏えい、システム障害等による業務停止等のリスク）を識別し、その対策を講じる。

情報政策課は、ネットワークやセキュリティ、システム開発・運用等に通じているが、一方で（一般職員には難解である）ICTを、経営や業務所管課の視点で説明するスキルや、業務所管課間で利害衝突の発生しやすい全庁的なICT施策やICT投資等を取りまとめるリーダーシップが求められる上記①②には十分な対応ができていない。上記③についても、全庁的な情報セキュリティ対策が業務所管課には十分には浸透・徹底していない。（後述5.3「情報セキュリティについて」参照）

5.1.2 中期計画について【意見】（P46 意見④）

県において和歌山県長期総合計画が策定されており、「長期総合計画の実現」と「将来にわたる持続可能な行財政運営の確保」を両立するために、今後5年間（平成29年度～平成33年度）の行財政運営の方向性を定めた「中期行財政経営プラン」において、長期総合計画に掲げた将来像を実現するため、計画に掲げた目標の達成度を注視しながら、毎年度、知事をトップにした新政策会議をプラットフォームにした「新政策プロセス」において施策を創出している。この新政策プロセスに則り、各部局において具体的計画を策定し実行している。

和歌山県長期総合計画には様々な目標や施策が掲げられているが、それらを実現するためにICTがどのように貢献すべきか、という点が不明瞭である。例えば、情報政策課による中長期

「超高速ブロードバンドや新たな通信技術・サービスの導入の促進」については、県内市町村に対するベストプラクティス（成功事例）の情報提供などを通し、施策の推進を図った。

的な施策の一つである「超高速ブロードバンドや新たな通信技術・サービスの導入の促進」は具体的に、どのような目的で、誰が、何を、どのように、どのようなスケジュールで実施されるかが不明瞭である。県が積極的に関与し、進捗管理ができる施策を新政策プロセス等で具体化していくことが望ましい。

前述のとおり、例えば、今後は県の働き方改革の推進においてもICT活用がより重要になってくる。情報政策課だけで新政策が完結しないよう、行政改革の視点をより多く取り入れた上で、行政経営や事業の改善に資する「超高速ブロードバンドや新たな通信技術・サービスの導入の促進」が計画され、また、ICTを取り巻く急激な環境変化にも十分に対応できるよう柔軟に見直しを行うことができる仕組みが必要である。

5.1.3 業務・システム最適化推進委員会について

【意見】（P47 意見③）

県にとって重要なシステム投資を決定する業務・システム最適化推進委員会は、議論すべき事項が発生したときのみ招集することになっているが、直近では1年半程度開催されておらず、県やICTを取り巻く環境が目まぐるしく変化していることを鑑みると、これらを定期的で開催する必要がある。県やICTを取り巻く環境の変化に対応すべく、能動的に問題を提起し機能させるべきである。また、同委員会においては、行政改革課と情報政策課とが共同して、業務見直し・システム整備を同時に進めていくことが効率的であると考えられる。

県は現在、汎用機システムからオープン系システムへの全庁的なシステム変革期にある。汎用機からオープン系への移行自体は手段に過ぎず、オープン系への移行等を通じて解決すべき課題や方向性、得られる成果や具体的な取組み等に関する業務・システム最適化計画が、本委員会によって十分な審議を経て承認され、その後、当該計画に則り実行されているかの進捗状況等についても定期的に監視されるべきである。

5.1.4 シンククライアントに接続されていないシステムやサーバの管理について

【意見】（P47 意見④）

シンククライアントに接続されていないシステムやサーバについても、事前協議の中で情報政策課が審査し、納入時の検収や導入後の運営維持管理は各課が責任をもって対応すべきとされている。しかし、効率的にICTが利活用できるようにする、あるいは、情報セキュリティ事故等を未然に防止する観点からは、ネットワークやセキュリティ等に通じた情報政策課の担当者が、外部からの不正侵入等に備えるネットワークに関する技術的対策のみでなく、各課のシステムについても必要に応じてシステムの導入支援やサーバー（個人情報等）の管理状況のチェック等をより広く実施すべきである。庁内における責任の所在がどこにあるかは県民には関係なく、万が一の個人情報漏えい等のセキュリティ事故等が発生した場合、県は加害者の一旦を担うことになるリスクさえもあり、その際に被

ICTの行政施策への有効活用を図るために必要な施策の推進や業務・システム最適化計画の進捗状況等に関し、情報政策課、行政改革課等が共同して審議する業務・システム最適化推進委員会を、年1回以上定期的に開催することとした。

情報政策課が各課のシステム導入を随時支援するとともに、情報セキュリティ事故を未然に防ぐ観点からのサーバ等の管理状況チェックリストを作成し、庁内の情報セキュリティ監査において確認・指導した。

害を受けるのは県民である。これらを未然に防止すべく、庁内における責任の所在の如何に関わらず情報政策課を中心としたオール和歌山県でセキュリティ強化の対策を講じるべきである。

5.2 情報システムの調達・保守について

5.2.1 事前協議・執行前協議について【意見】(P48 意見⑤)

情報政策課は事前協議や執行前協議において、庁内のシステム投資やPCやプリンタなどのシステム機器の購入案件に対して、ネットワークやセキュリティの技術的な観点から問題がないかを一元的に審査している。しかし、各課の情報システムに関する投資の調査の結果、効率性の観点からの審査が不十分であると考えられるため、費用対効果などの観点からの審査を強化すべきである。

- ・ 情報政策課は、既存システムの保守運用に関して、工数×単価の観点でのコストの妥当性の検証はあまり実施しておらず、また財政課ではその（ICTコスト特有の事項に関する）知見不足から情報システムのコストの妥当性を検証することは困難である。そのため、各システム所管課でのコスト削減に関する意識が薄くなり、業者の見積書を入手し、ネットワークやセキュリティの技術的な観点さえクリアすれば、比較的容易に支出が行われてしまうリスクがある。
- ・ 事前協議において業者からの見積書を徴してその内容を検討することとしているが、既存システムの保守運用に関する見積書の内訳では、作業項目の粒度が粗く、また明細ごとの工数×単価の積み上げ形式になっていないケースが多く見られた。システム所管課では当該見積書を入札時の予定価格算定の基礎資料としている。また、当該見積書を参考にして財政課による予算配分が行われている。第三者の専門家でも検証が行えるような、粒度が細かく、明細ごと工数×単価が明記された精度の高い見積書を徴することは、コスト削減につなげる第一歩であり、情報政策課は指導性を発揮すべきである。
- ・ とくに、新規開発・再構築、大規模なシステム改修で発生する一時経費や契約変更（金額増加）等については、（上述のような見積書の精査に留まらず、）情報政策課だけでなくCIOをトップとした政策審議や、行政改革、財政等も含めた業務・システム最適化推進委員会等で、当該調達について、技術面のみではなく、行政運営面からもその必要性及び費用対効果等の審査・承認を行う仕組みを整備・運用すべきである。

5.2.2 システム導入の事後評価について【意見】(P48 意見⑥)

情報システム調達ガイドラインにおいては、システムを導入した年度末に、事後報告（事後評価）を実施することになっているが、実施されていないものがある。効果的・効率的なシ

ステムを導入する際に審査するシステム導入事前協議時に提出される見積書の雛形を作成し、作業項目ごとに積算根拠が明記（工数×単価に関する情報が記載）された見積書の提出を求め、精査することとした。

さらに、システム導入・改修を実施する際に、ICTの視点から情報政策課が、行政改革の視点から行政改革課が、財政的な面から財政課が共同して審査・提案することにより、行政経営とICT施策の連携を図る仕組みを整備した。

また、ICTの行政施策への有効活用を図るために必要な施策の推進に関し、情報政策課、行政改革課、財政課等の関連部局が共同して全庁横断的に審議する業務・システム最適化推進委員会を年1回以上定期的に開催することとした。

改訂調達ガイドライン等に基づき、システム導入後の事後報告（事後評価）を徹底し、導入年度以降も継続して評価を実施することとした。

テムが導入されたかどうかの検証のために、事後報告はルールに従い実施する必要がある。また、導入年度以降に保守コストも生じることから、評価については導入年度のみではなく、継続して定期的実施する必要がある。

5.2.3 システム受領の検収について【意見】(P49 意見⑦)

検収は各システム所管課で実施することになっている。各課の検収の中には、発注先が提示する機能評価の確認に依存しており、各課がテストシナリオを主体的に検討しているとはいえ、ユーザ受入れ(検収)テストといえるほどの水準には達していないものもある。

情報システム調達ガイドラインには一定求められるが、とくに重要なシステム投資については、検収の精度をより向上させるために、情報政策課もユーザ受入れ(検収)テストに関与することが望ましい。

5.2.4 システム仕様書や設計書の保存について【意見】(P49 意見⑧)

情報システムが運用中にも関わらず、一部のシステムにおいて、当該情報システムの仕様書や設計書などが廃棄されている。システム改修・更新・運用保守時の利便性を考慮し、システム構築時の仕様書等は残しておくことが望ましい。

5.2.5 システムのバックアップについて【意見】(P49 意見⑨)

情報セキュリティの可用性を高める意味において、情報資産のバックアップは非常に重要である。例えば、万が一ウイルス感染等によってシステム利用が不能となった場合においても、迅速にバックアップからシステム復旧できさえすれば、システム障害に伴う業務停止時間は最小限に抑えることができる。

しかし、職員の個人情報等の重要性の高い情報のバックアップが1箇所のみで保存されているケースがあるため、各システムの管理者は不測の事態に備え、費用対効果も考慮した上で、これらバックアップデータの副本化や保管場所の分散(庁舎内・庁舎外)を検討するべきである。

5.3 情報セキュリティについて

5.3.2 情報セキュリティに関する実効性の不足【意見】(P50 意見⑩)

前述の3.3に見られる県情報セキュリティに関する実効性の不足は、一連のPDCAサイクルにおけるC(チェック)、A(改善)の弱さがその一因であると推察される。

情報セキュリティに関するPDCAサイクルを回すための組織的対策として、情報セキュリティ基本方針に点検・監査に関する規定がある。例えば、情報政策課は情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、定期的に情報セキュリティ監査を実施することになっており、毎年度実施することが望ましい。また、所属内点検を毎年度実施しているが、前述の3.3を踏まえると、それらが十分機能しているとは言い難く、実効性を高めるための改善余地がある。

県は、総務省の「新たな自治体情報セキュリ

改訂調達ガイドライン等に基づき、システム管理状況チェックリスト等による確認を実施するなど、検収精度の向上に向け、必要に応じユーザ受入れテストにおいて情報政策課が関与していくこととした。

改訂調達ガイドライン等に基づき、システム改修・更新・運用保守時に有用な文書については、該当業務が無くなるまでの間保存していくこととした。

情報セキュリティ研修を6月から7月、所属内点検を8月、情報セキュリティ内部監査を10月から12月に実施し、情報セキュリティポリシーに基づき、特に重要性の高い情報については、バックアップデータの副本化や保管場所の分散を行うなど、より重要な管理を行うよう徹底した。

各所属の情報セキュリティ実務担当者に対する情報セキュリティ研修や所属内点検の実施に加え、所属内点検の結果を踏まえた情報セキュリティ監査を毎年度実施することとした。

ティ対策の抜本的強化について」で示されている高度なセキュリティ対策に沿って、内外からの不正侵入に対しては庁内ネットワークはじめ様々な技術的対策を施しており、個別システムは当該ネットワークに組み込まれている。

しかし、各課の所管する個別システムにおいては、情報セキュリティ対策に関する不備が見受けられ、前述3.3で判明したID、パスワード等の管理に関する情報漏えいリスクが存在している。とくに、個人情報のような機密性の高い情報資産に求められるID管理やユーザ認証、外付けハードディスクやUSBメモリ等のような持ち運びのできる電子記録媒体の取り扱い等については十分な情報セキュリティ対策（コントロール）の実行は喫緊の課題であり、これらの実行を担保する仕組みの構築が求められる。

また、情報セキュリティに関するPDCAサイクルを回すための人的対策として重要な役割を担う教育・研修についても、毎年度実施されているものの、前述の3.3を踏まえると、上記規定にある「情報セキュリティポリシーの職員等への浸透と情報セキュリティ意識向上」の目的が達成されているとは言い難く、実効性を高めるための改善余地がある。

6 総括

(1) 情報セキュリティ基本方針及び調達ガイドライン実現担保の仕組み【意見】(P51 意見⑥)

県は情報セキュリティ基本方針の序文において、「不正アクセス、コンピュータウィルスなどの外部からの脅威も日々増大かつ高度化しており、また内部職員又は業務受託業者による機密情報又は県民の個人情報の漏洩・悪用の可能性も皆無とはいえずセキュリティ管理の重要性が高まっています。」と述べ、情報システム調達ガイドラインではその策定の目的として、

「今後もITを活用することで行政サービスの高度化や業務の効率化・迅速化を図る必要がある一方、一旦システム化すれば継続的な経費を伴うことから、適正にかつ効率的に投資することで最少の費用で、最大の効果（業務効率の向上）を発揮するようなシステム導入が求められているところである。」と規定している。

しかし、これらの規定の趣旨を実現するための仕組みに課題があると考え。情報セキュリティ及びシステム調達等に関する情報政策課と各所管の責任分担及び管理責任の範囲について見直しの検討が必要と考える。

情報政策課は事前協議段階において、主としてネットワークへの接続を含めた技術的な視点や見積書徴収等に関する手続的な視点等から審査を実施し、導入初年度末において導入月のいかに係らず事後の効果検証を行っているが、システム導入価格の専門的な妥当性検証や履行検収時の技術的な検証は十分ではない。システム保守についても同様の状況にある。

各所管の担当者にとっては初めてのシステム導入になるケースも多く、情報システム独特の相場観も少なく、また技術的な面での検収能力が乏しい状況にあることを勘案すると、価格検証や機能テスト検証評価が各所管の担当者任せの部分が多く、最少のコストで最適のシステムを導入するという趣旨か

システム導入・改修を実施する際に、ICTの視点から情報政策課が、行政改革の視点から行政改革課が、財政的な面から財政課が共同して審査・提案することにより、行政経営とICT施策の連携を図る仕組みを整備した。

また、ICTの行政施策への有効活用を図るために必要な施策の推進に関し、情報政策課、行政改革課、財政課等の関連部局が共同して全庁横断的に審議する業務・システム最適化推進委員会を年1回以上定期的に開催することとした。

さらに、情報セキュリティ対策については、各所属の情報セキュリティ実務担当者に対する情報セキュリティ研修や所属内点検の実施に加え、所属内点検の結果を踏まえた情報セキュリティ監査を毎年度実施することとした。

らすると、全庁的にその趣旨の実現担保ができてい
るとは言い難い。

また、システム導入後のデータ管理等のセキュリ
ティ管理は各所管で行うことになっているが、情報
セキュリティ基本方針等に基づいた運用ができてい
るかどうかのモニタリングは十分に機能していな
い。情報セキュリティ監査や研修を定期的を実施す
ることになっているが、これも実効性に不足があり
十分には機能していない。

情報政策課と各所管、行政改革課や財政課等が、
どの程度、情報システムの導入や保守契約につい
て、最適システムの導入や最小コストの観点、セキ
ュリティの観点から関与すべきかについて、行政改
革の視点も取り入れた上でこれら枠組み論に関し再
度検討が必要と考える。

(2) システム導入・保守コストの妥当性検証の仕組み

【意見】 (P52 意見㉓)

情報システムの導入、保守コストについては、複
数の事業者からの見積書を入手することが定められ
ており、その規定を遵守することで競争に関する透
明性の確保は図られている。当該見積書に基づいて
予定価格等が算定され、調達が行われる。

しかしながら、予定価格等算定の重要な根拠とな
っている見積書については、

- ・ 導入・保守コストの内訳項目がない（あるいは粗い）
- ・ 工数や単価等の積算根拠がない（あるいは少ない）

といったケースが頻出しており、価格の妥当性検証
をどのように行っているか外部監査の立場からは不
明な場合が多かった。各所管へのヒアリングを通じ
て確認したところ、情報政策課が相談にのって助言
した事例もごく少数であった。

履行検収においても、実際に要した工数実績を入
手していないケースが多数あった。これでは、PDCA
サイクルを回してコストを最適化する術がなく、各
所管の担当者任せの交渉術に頼ることになりかねな
い。

システム導入・保守については、見積書徴収段階
から工数単価等の積算根拠を明記したものを入手し、
情報政策課の関与も含めたPDCAサイクルの仕組
みを構築し、コストの最適化を図る全庁的な対応が
必要である。

(3) 各所管レベルのセキュリティ管理の強化

【意見】 (P52 意見㉔)

県が保有する情報システムは、総務省の「新たな
自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化につい
て」で示されている高度なセキュリティ対策に沿っ
て、内外からの不正侵入に対しては庁内ネットワー
クはじめ様々な技術的対策を施している。一方で、
個別システムの運用・管理については、情報セキュ
リティポリシーおよび関係規程等に基づき、各シス
テムの所管部署でセキュリティ管理が行われている。
県職員には、地方公務員法により守秘義務が課
せられていることは前提となるが、前述3.3で示した
以下の項目に関連する問題点があった。

- ・ 物理的アクセス
- ・ データのバックアップ
- ・ アクセスログの管理
- ・ ID、パスワード管理
- ・ USB管理

システムを導入する際に審査するシステム導入事前協
議時に提出される見積書の雛形を作成し、作業項目ごと
に積算根拠が明記（工数×単価に関する情報が記載）さ
れた見積書を入手することとし、価格の妥当性の検証が
可能となる仕組みを構築した。

各所属の情報セキュリティ実務担当者に対する情報セ
キュリティ研修や所属内点検の実施に加え、所属内点検
の結果を踏まえた情報セキュリティ監査を毎年度実施す
ることとした。

各所管が扱うシステムやデータは高い機密性や完全性、可用性が求められるものが多く、漏洩事件が発生した場合の影響度が大きい。出先機関も含め、取扱ルールが浸透していなかったり、徹底されていなかったりという現状が見受けられ、早急に改善が必要と思われる。これについては、セキュリティ管理が各所管において情報セキュリティ基本方針等に基づいた運用ができていくかどうかのモニタリング機能が弱いことも一つの大きな原因である。

モニタリング方法を含め、セキュリティ管理を実効性あるものにするための方策を検討される必要がある。

行政経営へのICT活用に係る中長期的なビジョンについて【意見】（P53 意見㉔）

最後に、AIの進歩が今後どのようなようになるかは現時点で未知の部分も多いが、行政経営の中でICTが果たす役割は今後さらに大きくなると思われる。

県の長期総合計画（2017～2026年度）のなかで、情報通信技術の発達の恩恵を享受できる環境を整えるため情報通信基盤の整備を進めていく方向性と具体的施策が示されている。併せて行政経営の有効性向上の視点からもICT活用の中長期的なビジョンを示し、施策の方向性を提示すべきと考える。

業務・システム最適化推進委員会において、ICT活用により庁内の働き方改革に向けた業務の効率化を促進し、行政サービスの向上に取り組むことを施策の方向性として確認した。

和歌山県監査公表第10号

平成30年10月29日付け監査報告第10号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年3月1日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 中 村 裕 一
 和歌山県監査委員 中 本 浩 精

1 那賀振興局地域振興部

監査実施年月日 平成30年10月1日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 契約書の作成が必要となる契約において、請書で処理していた事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 契約書の省略に当たっては、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）等関係例規を十分確認し、省略が可能か否かを精査した上で適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</p>

2 那賀振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成30年10月1日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 生活保護費返還金の未収金については、平成29年度末で約264万円となっており、前年度末に比し約104万円減少している。 今後も、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を継続されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 生活保護費返還金の未収金については、紀の川市及び岩出市で現在も生活保護を受給中の者に対しては、両市の協力を得て、月々分割による納付を指導している。 また、保護廃止になっている者や転出者等に対しては、文書通知、電話連絡及び訪問を繰り返すことにより納付指導を行っている。 その結果、平成29年度末の未収金2,641,916円のうち、平成30年11月末までに17,000円の納付があった。</p>

- (2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成29年度末で約563万円となっており、前年度末に比し約59万円増加している。
 今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人などを交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。
- (3) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成29年度末で約58万円となっており、前年度末と同額となっている。
 今後も、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を継続されたい。
- (4) 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成29年度末で約24万円となっており、前年度末に比し2万円減少している。
 今後も、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を継続されたい。

- (2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、貸付時に償還能力等の調査を徹底するとともに、借主、連帯保証人及び連帯借主同席の上、貸付けの趣旨や連帯債務の必要性を十分説明し、理解を得て実行することで新規に発生する未償還金を極力防止するよう取り組んでいる。
 また、未納者の現状把握と償還意識の向上を図るため、電話連絡や、文書通知に加え、訪問等を頻繁に重ねながら粘り強い償還指導を実施し、未収金の縮減に努めている。
 その結果、平成29年度末の未収金5,632,589円のうち、平成30年11月末までに324,420円の納付があった。
- (3) 特別障害者手当等返還金の未収金については、相続人との連絡、訪問等を密に実施し、生活困窮等の事情を十分に考慮の上、分割納付等の方法によりきめ細やかな納付指導を行っている。
 引き続き、家庭訪問等によるきめ細やかな納付指導を行う。
- (4) 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、本人との連絡及び訪問を密に実施し、生活困窮等の事情を十分に考慮した上で、分割納付等の方法によりきめ細やかな納付指導を行っている。
 その結果、平成29年度末の未収金244,600円のうち、平成30年11月末までに18,000円の納付があった。

3 那賀振興局農林水産振興部

監査実施年月日 平成30年10月1日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 建設工事請負契約の3割を超える増額変更において、契約保証金を増額していない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 契約及び工事の両部門が連携を密にし、相互に確認することでチェック機能を働かせ、契約に係る取扱要領等の関係規程を十分に確認した上で、保証額の増額が必要かどうかを精査し、適正に事務処理を行うよう、周知徹底した。</p>

4 那賀振興局建設部

監査実施年月日 平成30年10月1日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 道路工事において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>検討事項 廃川敷地については、平成29年度末で3件が未処理となっている。 今後も、引き続き廃川敷地の現況に応じた適正な管理に努めるとともに処分等を進められたい。</p>	<p>注意事項 軽易でない設計変更を行う際は、関係規程を十分確認した上で、早期に行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>検討事項 3件のうち、春日川の払下げの手続は、平成30年6月に完了し、柘榴川の払下げは、払下げの希望者2名のうち1名との手続を同年4月に、また、残り1名との手続を同年11月にそれぞれ完了した。海神川についても、継続して払下げの希望者との交渉を進めているところである。</p>

5 紀北県税事務所

監査実施年月日 平成30年10月1日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

- (1) 県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は97.4%と前年度末に比し0.2ポイント上昇しており、平成29年度末の収入未済額も約2億750万円と、約2,180万円減少している。
しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の82%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。
また、延滞金の収入未済についても、適切な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。
- (2) 証紙受払日計表において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。
- (3) ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の承認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

注意事項

- (1) 県税の収入未済額の縮減については、県税全体の収入未済額の82%を占める個人県民税の賦課徴収を行う市町との連携強化が重要な課題であると認識している。平成30年度においても、合同滞納整理強化月間の設定や県、市町連名の共同催告の実施、管内市町の徴収担当者と当所徴収担当者ととの紀北ブロック徴収担当者会議の開催など、滞納整理手法の検討や情報共有により、市町との連携強化に努めている。
また、職員の併任派遣や地方税法第48条の規定に基づく直接徴収にも引き続き取り組んでおり、市町の徴収課題、ニーズに応じた支援に努めている。
延滞金の収入未済についても、適切な債権管理及び滞納整理により収入未済額の縮減に努めている。
- (2) 決裁済みの前日分の日計表を簿冊に綴じて整理する際、誤って未決裁の日計表も簿冊に綴じ込んでしまったことによるものであり、今後このようなことのないよう、関係職員を指導した。
- (3) 旅行命令権者承認印の押印欄に、誤って使用者が押印し、旅行命令権者の押印がなされなかったことによるものであり、今後このようなことのないよう、関係職員を指導した。

6 和歌山県立高等看護学院

監査実施年月日 平成30年10月1日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 授業料の納付について、納期限から20日経過後も督促状を発していなかったため、適正に処理されたい。 (2) 外部の講師に対する報償費の過誤払いの戻入処理について、手続を誤っていたため、適正に処理されたい。 (3) 無償譲渡により受け入れた物品について、寄附物品等受入調書を作成していなかったため、適正に処理されたい。 	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 授業料の納付確認を徹底し、未納者に対する口頭指導や督促状の発出の処理を適正に行うよう、職員に周知徹底した。 (2) 外部講師に過誤払いした報償費について、所得税分の戻入処理を誤っていたことによるものであり、戻入処理の取扱いに係る認識不足に起因するものであったことから、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について関係職員に周知徹底した。 (3) 当該物品については、寄附物品等受入調書を作成し、適正に事務処理を行った。

7 和歌山県立粉河高等学校

監査実施年月日 平成30年10月1日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>電気料金の支払について、過払いとなっている事例があったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>過払い分については、速やかに戻入手続を行った。今後このようなことのないよう、事務処理の点検及び適正な事務処理について、関係職員に周知徹底した。</p>

8 和歌山県立那賀高等学校

監査実施年月日 平成30年10月1日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>講堂屋根遮熱塗装修繕業務について、契約保証金受入前に契約を締結していたため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>今後このようなことのないよう、施工業者との契約時における確認の徹底及び適正な事務処理について、関係職員に周知徹底した。</p>

和歌山県監査公表第11号

平成30年11月13日付け監査報告第12号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年3月1日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 中 村 裕 一
 和歌山県監査委員 中 本 浩 精

1 伊都振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成30年10月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成29年度末で約26万円となっており、前年度末に比し約33万円減少している。 今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成29年度末で約667万円となっており、前年度末に比し約56万円減少している。 今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者及び連帯保証人等の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) タクシー乗車券交付簿（管理簿）において、所属長の承認を受けずタクシー乗車券が受領されていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 生活保護費返還金において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 廃棄物パトロール委託業務について、契約保証金免除申請書に契約実績として認められない契約書が関係資料として添付されていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、返還決定時から早期の償還指導を強化しており、新規の未収金発生防止に努めている。 また、過年度分の未収金については、債務者の死亡や自己破産等により回収が困難となっているものもあるが、回収が可能な債権については債務者やその相続人の戸籍調査、住民票調査等を行い、文書や口頭による償還指導を行うなどして債権管理に努めている。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の未収金については、新規未収金の発生を防止するために、借主、連帯借主、連帯保証人及び市町村担当者の同席面接を実施し、連帯債務の内容の周知等、貸付申請時の審査を徹底し、無理のない貸付金額の指導を実施するとともに、償還開始時期の到来した借主には、文書及び電話により指導を行っている。 滞納があった場合は、直ちに借主及び連帯保証人等に対し電話及び文書での督促を行うほか、償還計画の見直し等について、借主等との面談を行っている。 また、過去の未納者も含め部内で対策会議を行い、年間を通じ訪問等による償還指導に取り組み、未収金の減少に努めている。</p> <p>(3) タクシー乗車券の交付を受ける際には、速やかに所属長の承認を受け、承認後に受領するよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(4) 納期限内に収入未済となっている各債権については、納期限後20日以内に督促状を発送するよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(5) 廃棄物パトロール業務委託業務実施要領に基づき、適正な契約書のみを添付するよう、関係職員に周知徹底した。</p>

2 伊都振興局農林水産振興部

監査実施年月日 平成30年10月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 地すべり対策工事において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、命令権者の事後確認がなされていない事例があ</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 軽易でない設計変更については、工事請負契約におけるガイドライン等に基づき適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 現在は超過勤務等管理システムに移行したため、命令権者の押印は必要なくなったが、命令権者には</p>

ったので、適正に処理されたい。

職員の勤務状況を的確に把握し、超過勤務が必要な場合には、事前命令及び事後確認を徹底するよう周知した。

3 伊都振興局建設部

監査実施年月日 平成30年10月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 工事請負契約不履行に伴う違約金の未収金については、平成29年度末で約59万円となっており、前年度末と同額である。 今後も、未納者の現状を把握しながら適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 砂防工事等において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 工事完成検査の結果通知が大幅に遅延している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 工事請負契約不履行に伴う違約金の未収金については、平成29年1月18日付けで債務者から債務確認書の提出を受け、債務の存在と経済状況が好転すれば支払いたい旨の意思を確認しており、引き続き電話や訪問による催告を行っている。 今後も、債務者の現状把握に努め、分納の誓約書の提出を促す等、早期の納付に向けて交渉を続ける。</p> <p>(2) 軽易でない設計変更については、工事請負契約におけるガイドライン等に基づき適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 工事完成検査完了後、速やかに結果通知を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

4 和歌山県立紀北工業高等学校

監査実施年月日 平成30年10月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 行政財産の使用許可により校内に設置されている自動販売機について、設置者であるPTAから電気料金を徴収していなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 排煙窓修繕に係る契約保証金について、歳入歳出外現金の受入れの決定前に歳入歳出外現金提出通知書を発行していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 未徴収となっている電気料金については、当該自動販売機の設置者であるPTAから平成29年4月分に遡って徴収し適正に処理した。</p> <p>(2) 物品の管理について、適正に行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に基づいて、適正な処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>